■『笠間市環境基本計画』の流れ

■計画策定の背景
- 地域の特性や課題に即した実効性のある取組が必要
- 一人ひとりの主体的な取組が必要
- 長期的視点に立った計画的な取組が必要

■笠間市環境基本条例（H18.3）
第９条　環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱　【環境基本計画】

【第１章】計画の基本的事項

■計画の目的と役割
- 課題の提起
- 望ましい環境像
- 施策の方向
- 重点的取組
- 行動の指針

■計画の対象期間
- 平成 20 年度～平成 29 年度（10 年間）

■計画の実施主体
- 市民
- 事業者
- 市
- 滞在者・来訪者

【第２章】笠間市の環境の特徴と課題

◆自然環境
- 市の環境を特徴付ける豊かな水辺、緑と水のネットワークの形成
- 優れた自然風景地の保全に向けた風致地区等の地域指定の推進
- 市街化の進展に伴う田畑の減少、多様な公益的機能の低下
- 食の安全・安心志向に向けたエコファーマー及び有機農業者の育成
- 笠間クラインガルテンを中心としたグリーンツーリズムの振興

◆快適環境
- 地域の自然環境や歴史的環境との調和のとれた個性ある街並みの保全・創出
- 不法投棄に対する監視体制の強化や規制的手法の適用
- 近隣に配慮した暮らしのマナーやモラルの欠如

◆生活環境
- 自動車に依存したライフスタイルの定着
- 野焼きに関する近隣に配慮したルールやマナーの周知徹底の必要性
- 生活雑排水対策による涸沼川の汚濁負荷低減の必要性
- 国道５０号沿道における騒音対策の必要性

◆循環型社会・地球環境
- 市民や事業者と協力・連携した３Ｒの取組推進の必要性
- 地球温暖化防止に向けた個人や地域でできる取組の必要性

◆環境教育・環境学習
- 環境教育環境学習に関する長期的・総合的な視点からの取組の必要性
- 市内の環境に関する資料や情報提供体制の整備・充実

【第３章】望ましい環境像

豊かな自然との共生　水と緑の里　かさま

【第４章】環境施策の体系

	＜環境要素＞	＜環境目標＞
自然環境の保全と創造	水　辺	潤いある水辺を保全・創造します
	農地・里山・森林	農地・里山・森林を保全し、環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムを推進します
	生　態　系	健全な生態系を維持し、生物の多様性を確保します
	自 然 景 観	美しい自然景観・田園景観を保全・創造します
快適環境の保全と創造	公 園 ・ 緑 地	潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・創造します
	街　並　み	自然と文化と調和した街並みを保全・形成します
	歴 史 ・ 文 化	郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承します
	暮らしのﾏﾅｰ・ﾓﾗﾙ	誰もが快適に暮らせるまちをつくります
生活環境の保全	大 気 環 境	良好な大気環境を維持・保全します
	水　環　境	水環境を保全します
	音　環　境	騒音・振動を低減し、良好な住環境を保全します
	土壌・地盤環境	健全な土壌・地盤環境を保全します
	有 害 化 学 物 質	有害化学物質から健康を守ります
	環境管理・公害防止	環境汚染や公害を未然に防ぎます
循環型社会の構築 地球環境への貢献	廃　棄　物	ごみを減量し、リサイクルを推進します
	資源・ｴﾈﾙｷﾞｰ	資源・ｴﾈﾙｷﾞｰの有効利用を推進します
	水 資 源 ・ 水 循 環	水を大切にし、安定した水資源を確保します
	地 球 環 境	地域から行動を起こし、地球環境の保全に貢献します
ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟによる環境まちづくりの推進	環 境 教 育 ・ 学 習	環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます
	パートナーシップ	各主体の活動を活性化し、主体間のﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟを形成します

【第５章】重点事業

プロジェクト	重点事業名（仮称）
【自然再生・保全】自然と共生プロジェクト	かさまの自然環境調査事業
	かさまの自然再生事業
【まち美化・不法投棄対策】すみよいまちづくりプロジェクト	かさま環境美化里親制度普及事業
	不法投棄対策推進事業
【３Ｒの推進】資源循環型まちづくり推進プロジェクト	レジ袋削減推進事業
	堆肥の利活用促進事業
	エコ・クッキング推進事業
【温暖化対策の推進】ストップ温暖化プロジェクト	かさまの森林（もり）推進事業
	エコドライブ推進事業
	緑のカーテン推進事業
	エコオフィス推進事業
【環境教育・環境学習の推進】環境学習推進プロジェクト	環境学習推進事業
	市民環境活動促進事業

【第６章】計画の推進・進行管理

■計画の推進体制

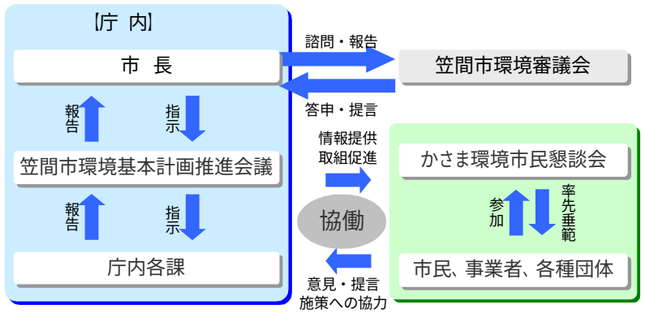
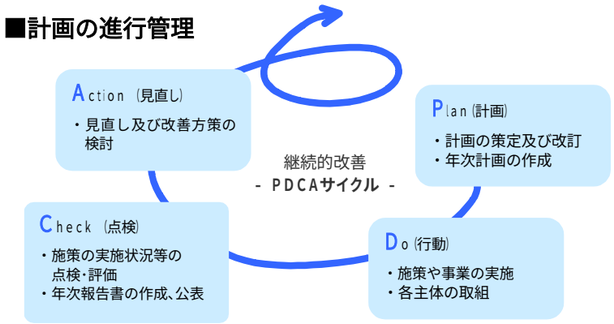
■計画の進行管理